

答申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「平成23年2月4日付けで開示された保有個人情報のうち、〇〇〇〇担当部長の問題行動の事実と称する部分の全て及び評価の全て」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成23年7月11日付けで行った利用停止をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 申立人は、平成22年12月8日付けで、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき実施機関に対し、本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、平成23年2月4日付けで、条例第21条第1項の規定に基づき、開示決定及び部分開示決定を行った。
- (3) 申立人は、平成23年5月13日付けで、条例第36条の規定に基づき実施機関に対し、本件対象保有個人情報の利用停止請求（以下「本件利用停止請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、平成23年7月11日付けで、条例第39条第2項の規定に基づき、本件処分を行った。
- (5) 申立人は、平成23年8月31日付けで、実施機関に対し、利用停止、消去及び提供停止を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (6) 当審査会は、平成24年12月7日付けで、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮詢を受け、併せて、本件異議申立てについて、実施機関から理由説明書の提出を受けた。
- (7) 当審査会は、平成25年2月15日付けで、申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
- (8) 当審査会は、平成25年6月26日、実施機関から意見聴取を行った。
- (9) 当審査会は、平成25年7月24日、申立人から口頭意見陳述の聴取を行った。

3 申立人の主張の要旨

(略)

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の職員の昇給及び勤勉手当の支給は、職員の給与に関する条例により、勤務成績に応じて行うものとされている。本件対象保有個人情報は、この勤務成績を判定するために取得したものであり、適法に取得している。本来の目的である人事評価を逸脱して保有している個人情報はない。また、評価の目的以外の利用及び提供はしていない。

したがって、条例第36条第1項第1号には該当せず、また、第2号に該当するような利用目的以外の提供も行っていないことから、個人情報の消去はしない旨の決定をした。

5 審査会の判断

当審査会において、本件処分について申立人及び実施機関の主張を検討した結果、次のように判断する。

(1) 条例第36条第1項第1号及び第2号への該当性について

条例はその第36条第1項において、同項第1号又は第2号に該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、利用の停止等の措置を請求することができるとしている。

第1号ではまず、「適法に取得されたものでないとき」が挙げられているが、この点につき、実施機関は、本件対象保有個人情報は、職員の給与に関する条例により求められる職員の勤務成績の判定のため適法に取得したものだと主張する。そこで、本審査会において、これを見分したところ、本件対象保有個人情報は、実施機関に所属する職員に係る勤務評定を行うための情報であり、人事評価のシステムに則り、同評価の各段階において適法に取得されたものと認められた。

次に、「第5条第2項の規定に違反して保有されているとき」、すなわち「利用目的の達成に必要な範囲を超えて」保有しているときが挙げられているが、この点についても、実施機関が主張するとおり、人事評価という本来の利用目的の達成に必要な範囲において保有されているものと認められ、条例第5条第2項の規定に抵触するものではない。

さらに、第1号及び第2号において、第11条第1項及び第2項の規定に違反して

「利用されているとき」及び「提供されているとき」が挙げられているが、本件対象保有個人情報が、本来の利用目的以外の目的に利用又は提供されている事実も同様に認めがたい。

個々の職員の処遇を左右し、組織運営においても極めて重要な意味を持つ人事評価に係る情報については、利用停止を含めたその取扱いに特段の慎重な配慮を要するものである。こうした人事評価に係る情報としての性質を有する本件対象保有個人情報への利用停止を安易に認めることは、人事評価システムそのものへの信頼性及び人事評価手続の安定性を損なうことにもなる。そのため、これらの情報への利用停止を認めるには、相応の個々具体的な根拠が必要であるが、現状では申立人から、こうした具体的な根拠が示されているとは言い難い。

したがって、条例第36条第1項第1号及び第2号に該当する事実はないとした実施機関の主張は妥当である。

(2) 申立人の主張について

申立人は、「事実無根、事実誤認に基づく個人情報」及び「事実・証拠の基礎を欠いた虚偽に基づく不利益処分」等と述べるが、いずれも、これらを根拠付ける具体的な事実の提示及び明確な説明がなく、本件処分が不当であることの理由として採用することはできない。

さらに、申立人は、「本件対象保有個人情報は法令に定めのない事務の遂行において保有された」等種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、高佐智美、田村泰俊

審査会の経過

年月日	内 容
平成24年 12月12日	諮詢を受ける（諮詢第82号） 実施機関から理由説明書を受理
平成25年 2月15日	申立人から意見書を受理

平成25年 3月25日	審 議
平成25年 4月26日	審 議
平成25年 5月29日	審 議
平成25年 6月26日	実施機関からの意見聴取 及び 審議
平成25年 7月24日	申立人からの口頭意見陳述聴取及び審議
平成25年 10月17日	審 議
平成25年 11月11日	答 申